

## 教育長定例記者会見 会見録

日時:平成30年10月22日 16時00分～

場所:教育委員室

### 発表項目

- ・懲戒処分について（発表）
- ・教育功労者表彰（発表）
- ・高校生フェスティバル（発表）

### 質疑事項

- ・発表項目について
- ・障がい者雇用について

### 発表項目（懲戒処分について）

（教育長）本日の定例会において、公立学校教職員の懲戒処分に係る審議を行い、酒気帯び運転で逮捕された中学校教諭に対し、本日付けで懲戒処分を行いました。なお、事案の概要については、1時間ほど前に配付させていただきました資料のとおりです。また、10月18日には、県立高等学校教諭が、盗撮行為により逮捕されるという事案が発生しました。今後、事案の内容について詳細な確認を行い、厳正に対処してまいります。児童生徒の健全な育成を指導する責任を負う教職員によるこうした不祥事が続いて発生し、学校教育に対する県民の皆様の信頼や期待を著しく損なうこととなっていることに対し、深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございません。県教育委員会としましては、今回の酒気帯び運転の事案を市町教育委員会や県立学校に周知するとともに、学校教育の信頼を損なう事案が続いていることから、これまでの不祥事について、経緯などを踏まえた再発防止策を検討してまいります。また、今回の事案については、懲戒免職処分であって、事案が重大な法令違反や非違行為に該当し、逮捕、起訴等に伴う報道発表で被処分者の氏名が明らかになっているため、被処分者の名前を公表しています。本日の職員の懲戒処分に係る詳細については、引き続き教職員課から補足説明を行い、その後、ご質問に回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（教職員課）当該職員でございますが、平成30年7月23日午後7時30分頃から翌午前0時前まで、部活動関係者とともに津市内の飲食店3軒でそれぞれ飲酒しました。1軒目は、午後7時30分頃から部活動関係者等4名で飲食し、当該職員はビール中ジョッキを2杯飲みました。2軒目は、8時30分頃から、新たに加わった者を入れて計9名で飲食し、当該職員はウイスキーをショットグラス1杯、焼酎をショットグラス1杯、飲みました。3軒目は、その9名のうちの2名で飲食し、当該職員は中ジョッキ程度のグラスビール1杯を飲みました。飲酒後、飲酒していなかった他校の教職員に車で学校まで送ってもらいました。24日0時20分頃、学校に着いた職員は、学校に駐車してあった自分の車の中で10分程度眠りました。そして、目覚め、衝動的に帰宅したいと思い、午前0時35分頃、飲酒運転であることを自覚したまま車を運転しました。午前0時47分頃、津

市野田の交差点で信号待ちをしていた際に眠ってしまい、その際、後続車に「大丈夫か」と声をかけられ、本人は飲酒運転が発覚したと思って気が動転し、急発進してハンドル操作を誤り、反対車線の縁石に自分の車の右前輪を衝突させました。事故現場に到着した警察署員による呼気検査の結果、呼気1リットルあたり0.15ミリグラム以上のアルコールが検出され、同日午前2時、酒気帯び運転で逮捕されました。なお、同人は、検察庁において、アルコール濃度が0.55mg/Lであることを確認したと供述しています。その後、9月7日付けで道路交通法違反酒気帯び運転により罰金35万円の略式命令を受け、10月4日、酒気帯び運転により、運転免許取消と、2年間免許を受けることができない期間とする行政処分を受けました。以上が、補足の内容でございます。

## 発表項目に関する質疑

### ○懲戒処分について

(質) 懲戒処分ですけど、免職というのは22日付けになりますか。

(答) はい。本日付けです。

(質) 本人は、この後、学校とかには出てきていたのでしょうか。

(答) それは、出てきておりません。

(質) なぜこのタイミングでの処分になったのか、伺えますか。

(答 教職員課) 事案は7月23日の件でございます。その後、市教委とのやりとりや、行政処分、刑事処分を受けてこの時期となりました。

(質) 他校の教員に送ってもらったというのは、どういうことですか。

(答 教職員課) 当日は、サッカー部の練習試合を3校でしていました。この該当の橋南中学校と、津の西橋内中学校、大阪市内の公立中学校の3校で練習しておりまして、他校というのはそういう意味合いです。

(質) 連れて行った経緯をもう少し詳しく教えてください。学校に連れて行ってもらったわけですね、その人に。

(答 教職員課) 9人おりましたが、そのうち3人はお酒を飲んでいませんでした。お酒を飲んでいない者に学校まで送ってもらったわけでございます。

(質) なんで学校に行ったんですか。

(答 教職員課) 本人は、学校に車を停めており、学校の宿直室に泊まる予定だったと言っております。

(質) 送った教員は。

(答 教職員課) 送った教員は別の学校の教員ですので、本人を降ろしてそのまま帰りました。

(質) その先生が飲酒運転する可能性があることは、送った先生は認識していなかったということですか。

(答 教職員課) 送った教員は、本人が「泊まる」と言っていたので、そのとおりかと思っていたと言っております。

(質) 9人は、全員が教員ですか。

(答 教職員課) 9人のうち、2人は部活動の外部指導者でした。1人は外部指導者で、もう一人はボランティアの指導者でございますので、教員というと7人になります。

(質) 処分内容が免職という、おそらく処分内容の中では一番重いものになりましたけれども、なぜ免職という処分になったのか教えてください。

(答 教職員課) 本県の基準では、酒酔いもしくは酒気帯び運転で事故を起こした場合の基準は、免職または停職としているところでございます。今回の事案は、睡眠をとることなく車を運転していたこと、飲酒運転の自覚があったこと、事故を起こしていることなどを鑑みて総合的に判断して、免職という処分をさせていただきました。

(質) 名前の読み方を教えてください。

(答 教職員課) 「おか たかふみ」でございます。

(質) 生年月日は。

(答 教職員課) 今も42歳で、明日も42歳でございます。

(質) ご本人の処分に対するコメントなり、反省の弁なり。

(答 教職員課) 「今回の、自分の行った行為によって、多くの方にご迷惑をおかけして申し訳なかった」と申しています。

(質) 何で飲酒運転したかとか。

(答 教職員課) 自宅に帰りたいたいという衝動的な思いから飲酒運転したと申しております。

(質) 自宅はどこでしたっけ。

(答 教職員課) 学校から20～30分の距離の所です。

(質) 津市内ですか。

(答 教職員課) 住所については。

(質) 逮捕の時に出てるでしょう。

(答 教職員課) 津市美里町でございます。

(質) 常習性は、供述なり公判なり。

(答 教職員課) 津市内で飲酒する機会があったと言っていますが、基本は家の者に迎えに来てもらったり、ホテルに泊まっていると申しておりました。

(質) 今回が飲酒運転は初めてと言っている。

(答 教職員課) はい。

(質) 35万円の略式命令を受けて、その後、支払っているということですか。

(答 教職員課) 支払っています。

(質) 即日？

(答 教職員課) 9月14日に。

(質) 懲戒免職は他にいましたっけ。

(答 教職員課) 懲戒は、本件含めて今年6件目です。免職は初めてです。

(質) 今のは今年度ということによろしいですか。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) 免職はいつ以来になりますか。

(答 教職員課) 29年7月以来です。

(質) それは何になりますか。

(答 教職員課) これは中学校教諭による盗撮です。

(質) 伊勢のやつか。

(答 教職員課) そうです。

(質) 免職になった理由ですが、免職になるか停職になるかは、基準が定められているものなのか、それとも事柄の重大性等を判断して決められているのか、どういうふうになっているのでしょうか。

(答 教職員課) 今の話ですと後者で、事案によっていろんな背景もあったりすると思いますので、事案それぞれに判断させていただいています。

(質) 先日の人事委員会勧告で、特に酒気帯び、酒酔いについて、知事部局と県教委で処分の扱いがちょっと差があるんじゃないかという委員の発言があったんですけども、それに対してどういう運用を県教委でされているのかと思ったんですが。

(答 教職員課) それぞれ独立した機関ではございますけども、当然、同じ県の中の組織でございますので、教委だけ突出してどうかということではないと考えています。

(質) 事故の後、出勤されていないということでしたが、どういう休暇というか。

(答 教職員課) 事故の後には休暇、振替をとっており、途中から病気休暇を取得しています。

(質) 何か病気なんですか。

(答 教職員課) 病名は控えさせていただきますが、本人から病気休暇の申告がありました。

(質) それはアルコールに関わる病気とかではあるんですか。

(答 教職員課) ではないですね。

(質) サッカー部の顧問で、当日はサッカー部の練習試合があつて、その後そのまま教員同士の懇親会に移ったということではないんですか。

(答 教職員課) 本人は、一旦、家に帰って、また出てきています。

(質) それは車で帰っているんですか。

(答 教職員課) そうです。

(質) 車で帰って、車でまた学校に来ているんですか。

(答 教職員課) そうです。

### **発表項目（教育功労者表彰、高校生フェスティバル）**

(教育長) 私の方から、2点、発表させていただきます。まず、教育功労者表彰についてでございます。三重県教育委員会は、県内の教育及び学術の発展並びに文化財の保護顕彰に功績顕著な方に対しまして、その労に報いるとともに、今後の教育、学術及び文化財保護の発展振興に資することを目的として、教育功労者表彰を行っています。平成30年度は、次の3名の方を表彰させていただきます。1枚おめくりいただき、「功績概要」をご覧ください。学校教育功労として、三重県立相可高等学校教諭の、奥田清子さんです。奥田さんは、県立高等学校、特に県立相可高等学校において家庭科教育の充実に取り組み、同校が目指す「食」のスペシャリストに求められる「四つの力」を身に付けた生徒を育成するため、教育課程を整理する等、同校食物調理科の礎を築かれました。また、校外研修施設「まごの店」の設立・運営に携わるなか、同施設における経理や接客等に関する指導を通じ、生徒の自主性や職業観を高めることで、地域から信頼され魅力ある学校づくりに貢献されました。次に、社会教育功労として、元三重県社会教育委員の、岡島久美子さんです。岡島さんは、平成22年から平成30年までの8年にわたり、三重県社会教育委員を務め

られ、本県の社会教育の推進に貢献されました。平成25年度には社会教育委員の会議において、大学生ボランティアと子ども達との関わりの重要性を提言され、県内の高等教育機関の学生団体等が自らの学びや経験を活かし、小・中・高校生を対象とした教育活動を支援する教育プログラムを実現されました。次に、学校保健功労として、学校医の、浦和健人さんです。浦和さんは、昭和59年から現在まで34年の永きにわたり、津市立豊が丘小学校の学校医として、児童の健康診断・健康相談に従事されるとともに、公益社団法人三重県医師会の学校医委員会専門部会において、学校での食物アレルギー対応の検討を進めるなど、本県の学校保健事業の充実に尽力されました。以上、3名の方を表彰させていただきます。表彰式は、平成30年11月1日、三重県総合文化センターにおいて開催する「三重の教育談義」の中で「三重県いじめ防止フォーラム」に先立ち、13時30分から執り行います。

もう1点、高校生フェスティバルについてでございます。11月2日から4日まで、三重県総合文化センターにおいて、高校生が日頃の学習や文化活動等の成果を発表するなど、様々なイベントを行う「平成30年度高校生フェスティバル」を開催いたします。県立・私立の高等学校、特別支援学校、高等専門学校84校、のべ約3千人の生徒が参加を予定しており、各校で熱心に準備をしていますので、各イベントについてご紹介させていただきます。高校生フェスティバルで実施するイベントは7つでございます。まず、産業教育フェアでございます。これは、8つの専門学科と総合学科、特別支援学校で学ぶ生徒が、日頃の学習の取組について、チラシにございますように、様々な展示・実演・販売を行う予定です。たとえば農業部会では、毎年好評をいただいている生徒が生産した農産物の販売では、昨年度JGAPの認証を受けた明野高校の茶の販売など、家庭部会では生徒のデザイン・製作によるファッションショーの開催など、工業部会では木製の水車の展示などを行います。みえ高文祭です。これは、高等学校・特別支援学校高等部の生徒の文化活動の成果を発表します。舞台部門では、日本音楽や吹奏楽、演劇などの発表、展示部門では、写真、書道、美術・工芸等の生徒の作品展示、公開部門では、将棋・囲碁の大会や新聞コンクールの表彰および交流会、茶道の呈茶会などを行います。定時制通信制生徒生活体験発表大会・文化作品展ですが、これは、定時制・通信制高校で学ぶ生徒が、学校生活を通して、感じ、学んだ貴重な体験やなどを発表します。この発表大会で三重県知事賞を受賞した生徒は、11月24日土曜日に東京で開催される全国の発表大会に三重県代表として参加します。また、作品展では、定時制・通信制高校で学ぶ生徒が、授業で制作した絵画、書道、工芸、陶芸等の作品を展示します。人権まなびの発表会では、高等学校、特別支援学校高等部の生徒が、さまざまな「まなびの場」で取り組まれている人権学習活動をとおして、学んだこと・感じたことを発表し、発表内容から感じたことや考えたことを参加者どうしで意見交換します。高校生フォーラムは、日頃から特色ある取組を行っている学校の各学科での学びや学校防災などについて、学習成果の発表を行います。たとえば、四日市工業高校ものづくり創造専攻科の生徒は、フィリピンで行った海外インターンシップの報告を行います。フォーラムでは、体験報告や発表をもとに、学科や学校の枠を越えた生徒の意見交換をご覧いただきたいと思っております。高校紹介ひろばです。これは、県内の公立高校、私立高校、高専の特色等の展示と学校案内の配布をします。県立高校入試について

の質問コーナーも設置しますので、中学生やその保護者の方など、この機会をご利用いただき、各学校の情報を集めていただけたらと思います。高校生フェスティバルは、高校生の日頃のさまざまな学習や文化活動の成果を一堂に会して発表する年に一度のイベントです。生徒の活躍する姿をぜひ県民の皆さんに見ていただきたいと思います。事前の申込み等の必要はございませんので、当日、たくさんの方にご来場いただきたいと思います。

### **発表項目に関する質疑**

#### **○教育功労者表彰（発表）**

（質）教育功労者の表彰ですが、毎年、3人とか人数が決まっているのですか。

（答）大体3名から5名となっています。今回は、学校教育功労、社会教育功労、学校保健功労ですが、あとは教育行政功労など5つぐらいとなっています。その年度において表彰するに値する方が3人ないし5人ということで、その枠の中で、1名ぐらいずつこれまでも表彰させていただいています。

（質）この71歳というのが、これまでの最高齢となるのか。

（答 教育総務課）過去に85歳、75歳、76歳の方がお見えなるので、必ずしも最高齢というわけではありません。

#### **○高校生フェスティバル（発表）**

（質）高校生フェスティバルの方ですが、4番の「人権まなびの発表会」は今回初めての試みとなるのですか。

（答 高校教育課）平成22年度より、それぞれの催しものとともに、フェスティバルとして開催しており、その時からこのイベントもあります。イベントの中身として何回とは言っていませんが、そういう形で実施しています。

#### **○教育功労者表彰（発表）**

（質）3人ですけど、1日現在の満年齢で書いてありますが、今日時点の年齢はどうですか。

（答 教育総務課）確認させていただいて、後で回答いたします。

（質）いじめ防止フォーラムで表彰するというわけでないのか。

（答）表彰式をしておいて、その後にいじめ防止フォーラムに移っていきますので。

（質）表彰式は表彰式で独立して開くということではないのですよね。

（答）教育談義という催しの中で、表彰をさせていただきます。三重の教育談義というものを毎年やっています。

（質）教育談義の式次第の中に表彰式があるのか。

（答）そうです。そのとおりです。

（答 教育総務課）年齢が確認できました。今日現在もこの年齢です。

（質）明日は。

（答 教育総務課）明日もこの年齢です。

## その他の項目に関する質疑

### ○障がい者雇用について

(質) 今日、厚労省から障がい者雇用の平成29年6月時点の発表があったのですが、改めて教育長の感想を。

(答) 私もお昼に発表のある書類を見て、報道でも発表されていましたが、障がい者の方の雇用というのは、一番大切なことですから、6月1日付けで法定雇用率を達成すれば良いというわけではないし、障がい者の方が働きやすいように、そして私たちとともに働きやすいように、そして定着するように、チームを作って会議をしていますのでそこで十分検討しまして、障がい者の方と一緒に、皆が働きやすい機運を醸成したうえで、障がい者の雇用を進めていきたいと考えています。改めて他県や各省庁の見させていただいて、意識を強く持ったところですよ。

(質) 中央省庁の場合の弁護士らによる検証委員会の結果が出ていて、この中では意図的に不適切な対応をしていると説明している省庁はないわけですが、検証委員会によると視力の低い人を入れたりしているのは、法定雇用率を充足するために恣意的にそういった行為を行っていたと推認されると検証結果が出ているが、三重も全く同じですよ。どんな教育長が意図的にやっていないと言っても、国はこのように検証しているわけですよ。全く同じ状況ですよ。それについてどうですか。

(答) いろんな委員会の中でもお話をさせていただいていますように、前回の記者会見でも報告させていただきましたが、過去の職員にそういうことがあったのかを聞いたうえで、それはなかったということでした。ただ、早川課長が校長だった時に、障がい者の雇用を上げようという話があったのは事実でありますし、障がいをもっている職員がいないか、教員はいないか、この人はどうか、探したという言い方は違うのかもしれないが、一人ひとり調べたのは事実であります。ただ、それを意図的に入れようとかというのは過去の職員にも全て聞いていますので。

(質) 意図的とは言わないでしょ。それを信じて良いのですか。国は必ずしもそうでないと言っているわけで、外部の人が検証してるわけなので。自分たちの身内で意図的になかったとってそれで済む話ですか。

(答) それも調査のうえで。

(質) 調査って、自分たちの身内でやっただけでしょ。

(答) まあ、そうですね。

(質) 国は、外部の有識者に松井元福岡高検検事長という人を委員長にして、外部の調査委員会を作ってやっているわけですよ。全然そうじゃないですよ。自分たちでやって意図的じゃなかった、それをお手盛りと言うんですよ。

(答) 今は、私の口からはそういう風にしかお答えできないのが事実ですよ。

(質) ここで、課長の一つの例をみても、この前に課長と雑談していたなかで、課長が確かにうちでも一生懸命探してくださいという話があって、それが一つ出ただけでもそういう実態があったわけですので、障がい者の方をきちんと把握してくださいというなかで、これはたまたま雑談していたなかで出たわけで、ちきんと調査すれば幾らでも出てくるのでは。

(答) 外部の調査委員会を設けてという。

(質) 国はやっているわけですよ。

(答) また、調査しないのかと言う質問があるかも知れませんが、障がい者の雇用に関してチームを作って、これから先ほども申し上げましたように皆で障がい者の方が働きやすい職場にして定着も進めていくことですので、そちらに力を。

(質) 前向きに調査しないということですよ。いつものお得意の。国は外部調査でこのように出しているんですよ。

(答) 国において、そうことがあったかもしれないということを頭の中におきながら。

(質) あったんなら、きちんと検証すべきでは。

(答) 外部の調査委員会を設けて、過去に齟齬があったかどうかというのは、身内の中で自浄作用で随分してきた。

(質) 教育委員会の自浄作用なんて誰が信じるのか。毎回同じことを言って。

(答) 外部調査委員会を設けてするっていうのは今は考えておりません。

(質) 外部調査委員会を設けないにしても、国がこういう調査結果を出したことを受けて、意図的なことがあったという前提で、意図的ではないにせよ恣意的な運用があったということをお前提にして、反省していくことはできるんじゃないかと思うんですけど。

(答) 県では新たな委員会ということは考えておりませんが、念頭に置いてというのはそのことで、国からああいうふうに出たので、そういうことがあるようなことがあってはいけないということ。

(質) 国は法定雇用を充足するために不適切計上が行われたことが疑われると今日出しているんですよ。それと同じことがあったという前提で話はできるんですか。

(答) 三重県もそういうことが実際に行われていたかもしれないということを念頭に置きながら、仕事は進めさせていただきたいと思います。決して他人事には思っていないというのが事実です。おっしゃる通り、国でそこまで調査してそういうことがあったのなら、法定雇用率を達成するためにこういう方法をとったのかということをお真実として真摯に受け止めますので、三重県であったのも同じように考えながら仕事を進めさせていただくことをご理解をいただきたいと思います。それは間違いありません。国だからうちは全然関係ないということではなくて、国で調査結果が出たということは真摯に受け止めなければならないし、本当にそうだったらということがありますので、それは三重県でも同じだということをお考えております。それはお言葉のとおりです。

(質) この前、障がい者の方の事務の募集が出てましたけれども、あれは今回のことと関係してというか、どういうふうに進んでいるかということ、障がい者の方の雇用を増やしていくためにやっている状況なのか。

(答) もう募集に入っています。10月12日に募集を開始しまして、説明会も各地域でありますので、そこへも参加させていただいて、三重県の教育委員会はこういう仕事、学校現場はこういう仕事というのを説明しながら、4回くらいありましたかね。

(答 教職員課) 10月12日に県内各ハローワークに18名の募集をかけさせていただいたところです。その前の「ミニ面接会」とハローワークの方は呼んでおられますが、その事前の「ミニ面接会」を県内5か所で実施する予定です。

(質) そのミニ面接会はいつするんですか。



(答 教職員課) 例えば四日市であれば10月23日というように、各ハローワークと相談して、県内5か所で今からやる予定です。

(質) 反響はどうですか。18名募集について。

(答 教職員課) どのような方がお見えになるかについては、まだ始まっていないのでわかりません。

(質) この前、県教委で発表された数字というのは、あれもこの労働局が今日出しているのと同じ6月1日現在のものですか。

(答 教職員課) 前回は、29年、30年の数字を出させていただきましたが、今回の厚労省の発表は29年度の数字です。

(質) 県教委で出しているのも6月1日現在の数字ですか。

(答 教職員課) どちらも6月1日です。

(答) 同じ数字です。それは確認しました。

(答 教職員課) 46人減少してと今日向こうで発表があったと思いますが、不足数は23.5人ということです。

(質) あの時と一緒にでしたか。

(答) 29年度については出しているものと同じ数字です。

(質) 今日懲戒処分があったわけですが、その後にまた教員の方が逮捕されていますけれども、それについてあらためて。

(答) 先程も申し上げましたが、飲酒運転やわいせつ行為があることを大変重く受け止めております。なぜ、こうしたことをしてしまうのか、教育に携わる者なら特にそれはダメだということはわかっているのに、こういうことが起きているということについて、どういう状況の中でこういうことをしてしまうのかということ、もう一回ゼロに戻って、依命通知とか、だめですよ、みんなで研修をやりましょうということではなくて、原点にもう一回戻ってそこを考えて、答えは見つかっていないんですが、根絶のために、再発防止の策を練り直さなくてはいけないなというふうに感じているところです。

(質) 今回の盗撮の件について、今教育委員会で把握している事実とか、本人の言い分とかあれば。

(答 教職員課) 本人は先週の金曜日に釈放されたと把握しております。学校の方で事実の確認を今週行うということですので、まだ詳細については我々のところには来ていません。今後早急に事実を確認したいと思っております。

(質) 厳正に対処ということになるんだと思いますが。

(答) それはその通りです。

(質) 前の懲戒免職も盗撮があったわけですね。こういうのって教員だからどうかではないかもしれないんですが、組織としてっておっしゃるのであれば、まだ答がないということですが、どういうふうに誰が何を考えるんですか。

(答) 誰がっていうのも、今そういうのでコンプライアンスの会議もされておりますけど、そういうことの中に教員がどうのこうのっていうのも入って来ませんし、教育委員会としても、ある意味外部の方の力とか意見とか、私自身は企業の方でもそういうことはやっていると思うので、どういうふうにやっているとか、他県の例とかを勉強しながら、根絶に向けた再発防止策を練らなければいけないなっていう、今の状況はそんな感じですよ。会

を設けるとかそんなところまではまだちょっと考えておりませんので、なぜ本当にこういうことを悪いとわかっているのにしてしまうのかなっていう、そこがですね、自分の中でもちょっとどうかと思っていて、組織として何とか根絶に向けた対応策を考えなくてはいけないというふうに教育長が思っているということです。

(質) この方都道府県駅伝のチームのコーチをされてたり、学校が陸上でそこそこ強い学校だったりするわけなんですけど、そういった面で例えば津商業高校の陸上部に対してどうフォローしていくかとか、県内の陸上界における影響を感じてますか。

(答) 保護者とか子どもたちがどう思うかというのが大変危惧するところでもあるので、学校から子どもたちにきっちり説明していると思います。影響も大きいと思いますが、影響がある指導者だからとか、そうじゃない指導者だからとかではなく、だれであっても、どんなことであっても、あってはならないことなので、そこについては、答えになってないかもわかりませんが、ゼロから根絶にむけて取組をしたいと思います。影響がある、ないというよりも、絶対にあってはならないことだと考えています。

(質) ということは、教育長が今おっしゃったのはやっぱり何らかの新しい制度、仕組みなのか、今のままではだめだという認識でよろしいんでしょうか。

(答) そうです。

(質) たくさん人間がいますから、おかしなのが出てくるというのは統計学上どうしてもしょうがないんですけども、比較的こういうわいせつとかの非常にセンシティブな問題が続いている中で、「なんかせねばいかんな」という意識をお持ちだという認識で、「今のままではまずいな」というお考えという認識でよろしいですね？

(答) 何かが起きて、もちろん依命通知も出して、校長会であるとか、研修会とかで伝わるように、あるいは面談を通じてやってきてはいます。でも、また起こってしまっているというところは人によるのかもしれませんが、そうであったとしても、あってはならないことなので、仕組みができるとか、新しい何かができるということではないかもしれませんが、何かをやらなければという思いを強く持っているというのは事実です。

(質) 別に教育長一人がということではありませんけども、教育長が就任されて1年半ぐらい経ちますけども、教育委員会の体質そのものが問われるようなことが次から次へと起こっていて、率直に申し上げて、教育長が指導力を発揮しているという感じがあんまり伝わってこないんですけども、そのあたりちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

(答) 指導力が発揮できないというか、もう少し風通しの良い職場で、生徒と教員とか教員の集まりとか事務局のなかでも、指導力を発揮できていないと言われればその答えに対してはその通りだと思います。煮詰まった時に出口がないので、こういうことに及んでしまうということもあるかもしれませんが、もっと風通しの良い職場にして、指導力は自分の資質にかかわるものですから、それがないと言われればそうかもわかりませんが、もう少しみんなで意見を言い合いながら、お互いぎっくばらんにこういうことはだめだということを言えるような職場にしていきたいと考えています。指導力がないと言われればその通りだと思います。

(質) 風通しというより、例えば、障がい者雇用とか越境入学って風通しとかそういう問題じゃないですか。基本的なルールをまず守らずに、それが発覚した時にそれを表に積極的に出そうとしないのでうやむやにして、越境入学だって結局責任をあんまりちゃんと取

ってないし、そういうことが繰り返されてますよね。今回もそうですし、越境入学もそうですけども、どちらもはっきり言って責任をちゃんと取ってないですよ。

(答) 一つの例で障がい者雇用の話になりますけども、風通しが良いっていうのを関係ないと言われるかもわかりませんが、過去にこうしてきたからそれを踏襲してそのままということではなくて、職員が2年ないし3年で異動している中で、その書類を初めて自分が担当として見たときに、「これっておかしいんじゃないか」ってさっと言えるような、そういった風通しの良さというのが、一例ですけど、ひよっとしたら無かったのかなと、そういうのがあれば、上司とか同僚にも「おかしくない？」とか、原文を読んだうえで「手帳がないのにこれってどうかな」と言えるような風通しがあれば。私自身は風通しが関係ないとは思ってなくて、そういうことも言えるような職場であったら、その時点からでも、もう一回変えることができたんじゃないかなという思いがあるのは事実です。それが越境入学にしても多分そうだったと思うんですけど、いつからかとかを隠すとかではなくて、これっておかしいよねっていうのが、新採か中堅か上の人かわかりませんが、言えるような風通しの良さがあればそこから変えることができたのではないかなと。だから、風通しが良いというのは関係ないというのではなくて、それも一つかなと思っています。

#### ○懲戒処分について

(質) さっきの懲戒の方ですけど、この先生以外は他に処分が出た人はいるんですか。

(答 教職員課) この教員以外の処分はございません。

(質) 教育長は今回懲戒免職が一人出たことで、特に前みたいな減給を申し入れるとかは考えてないですか。

(答) 今のところ自分が減給するとか、自分に対することは、考えていません。前は立て続けに次から次へと起こってしまったこともありましたが、それは本当に自分で責任を感じたと、今回も責任をものすごく感じているのは事実ですけども、前とはちょっと状況が違いますのでそれは考えていません。根絶に向けた再発防止に取り組みたいと思います。

(質) コンプライアンスの会議はやめるんですか。この前教育委員室でやった会議は続けていくんですか。

(答 教職員課) 障がい者雇用の推進チーム会議については、今後の法定雇用率の達成もあるんですけども、障がいがある方とそうでない方も定着して働いていただくとか、ともに仕事ができる環境づくりというのをやっているところでございます。

(質) 不祥事の会議は県教委としてはないんですか。

(答) 先ほども申し上げましたように、不祥事を何とかするための会議を設置するということまではまだ、考えには至ってなくて、今その手前までできて、外部の方に意見を聞かなければいけないだろうし、他県の例も見なければいけないだろうしという考えで教育長がいるというところです。

(質) 前説明したのと特に変わってないということですか。前からそういうのを聞いてたけど、当時と変わったわけではない。

(答) 前回申し上げてたのは、依命通知もするし、職員と校長との面談も新たにするということを言ってきたのは事実です。さらに、それでも起きるので、何かをしなければいけないと考えているということです。

(質) やることが決まっていることを、この前に出してもらったのと特に状況が変わっているわけではないんですね。

(答) 前回の処分の時の会議ですね。それから何か新たに設置とかには至っていません。

○教育功労者表彰（発表）

(質) 奥田さんって退職ですか。現在は？

(答 教育総務課) いったん退職されて、今再任用です。

(以上) 16時52分 終了